

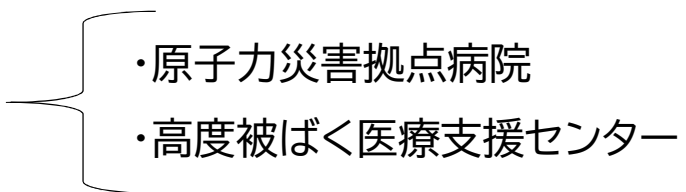
現行の甲状腺モニタを用いた詳細測定の実施体制について

資料6-2

原子力規制庁
放射線防護企画課

1. 測定場所

⇒甲状腺モニタが設置されている原子力災害拠点病院等の原子力災害医療機関で実施する

測定場所	●甲状腺モニタが設置されている <u>原子力災害医療機関</u> 
------	--

2. 測定者

⇒甲状腺モニタが設置されている原子力災害拠点病院等の原子力災害医療機関に所属する診療放射線技師等が測定者となる

測定者	●甲状腺モニタが設置されている原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターに所属する診療放射線技師、技術専門職員 等
-----	---

3. その他

⇒ 現行の甲状腺モニタは、検出器が大きく小児を計測することが困難であるため、小児の保護者等を測定することとしてはどうか

⇒ 吸入摂取から4週間を超過した場合は、甲状腺モニタで計測することが困難となるため、ホールボディカウンタ(WBC)を用いて測定し、線量推定を行うこととしてはどうか

保護者等の測定	● 現行の甲状腺モニタは検出器が大きく、頸部の短い小児の甲状腺を測定することが困難であることから、0歳児からおおむね小学校低学年までの小児については保護者等を測定する
4週間以降の対応	● 吸入摂取から4週間を超過した場合は、甲状腺モニタで測定することが困難となるため、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等に設置されているWBCを用いて全身被ばくの状態を測定する ● WBCから得られる放射性セシウムの線量から、甲状腺に集積していたと想定される放射性ヨウ素の推定を行う ● 推定には、吸入摂取から4週間より前に測定した住民等の詳細測定による実測データ、居住していた地域の環境放射線モニタリングの値から放射性ヨウ素の比率を求めて算出する